

# 歩行者用道路等の規制から除外すべき車両および警察署長の許可の対象とする車両の取扱いについて

(昭和47年4月1日)  
(栃交企650号)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の改正により歩行者用道路を設定して車両の通行を禁止し歩行者の危険防止の徹底を期すこととなったが、公共性を有する車両および沿道住民の生活に特に密接な関係を有する車両についてはその通行を認め、歩行者用道路の設定が円滑、かつ、合理的に行なわれるよう公安委員会の除外指定および警察署長の許可等の制度が定められたので、その取扱いについては次により誤りのないようにされたい。

なお、昭和44年10月3日、栃交指第3816「交通規制告示の一部改正に伴う警察署長の通行許可の取扱いについて」は廃止する。

## 1 公安委員会があらかじめ規制の対象から除外する場合

### (1) あらかじめ規制の対象から除外する車両

#### ア 公共性を有する車両

- (ア) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の職務遂行のため通行する車両
- (イ) 郵便集配車又は電報配達に使用中の車両
- (ウ) 電気、ガス、水道又は電話について応急修理のため緊急作業に使用中の車両
- (エ) 汚物収集車

#### イ 前記に該当する車両以外の車両であって急病人の搬送等で緊急やむを得ない車両で警察署長の許可を受けるいとまのないもの。

### (2) 除外指定の手続き及び標章の掲出等前記(1)アに該当する車両は、公共的要素が強い車両であるため法第4条第2項の規定に基づき、通行禁止区間又は区域から対象を除外することができるので、除外する場合の取扱いについては、次により措置することとする。

#### ア 除外申請の手続き

前記(1)のアに係る車両について対象除外を必要とする個々の各車両について除外指定標章交付申請書(2通)を申請人から提出させ、副申をつけて1部を本部長に報告するものとする。

#### イ 除外指定標章の交付

前項の申請に基づき、公安委員会から前記車両の個々について「進行禁止除外指定標章」を交付するものとする。

#### ウ 標章の掲出

除外された車両が除外区間又は区域を通行するときは前記標章を見易い箇所に掲出させること。

なお、前記(1)のイに該当する車両はあらかじめ指定することが困難であり、かつ、急を要する場合があるので標章の掲出を要しないこととする。

## 2 警察署長の許可の対象とする場合

### (1) 許可の対象とする車両の範囲

#### ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第6条第1号及び第2号に掲げる理由に該当するもの。

#### イ 同条第3号の貨物の集配その他次に掲げる車両であって対象区域又は区間内に起点又は終点を有するもの。

(ア) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

(イ) 冠婚葬祭等社会慣習上当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

(ウ) 業務上の必要により当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

### (2) 許可の対象とする道路の区間

ア 令第6条第1号及び第2号に該当する車両については、終日規制が行なわれている通

行禁止道路について許可することはもとよりであるが、時間規制が行なわれている通行禁止道路についても必要やむを得ないものに限って許可することができる。

イ 令第6条第3号に該当する車両については、原則として終日規制が行なわれている通行禁止道路のみを許可の対象とし、時間規制が行なわれている歩行者用道路の規制時間帯は許可の対象としないものとする。

(3) 許可期間

ア 令第6条第1号に該当する車両等が、その通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可の有効期間を3年とし、以後更新させるものとする。

イ 冠婚葬祭その他一般的なものについては必要な日又は時間を限って許可すること。

(4) 許可対象車両の通行範囲が広域にわたる場合の取扱い

貨物運送業者、百貨店の配達等その運行範囲が広域で許可の対象となる通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管内にまたがるもの、又は2以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、それぞれの警察署において許可の申請を受理し、許可証の交付を行なうことを原則とするが許可申請を受理した警察署長が相互に協議し、許可すべき場合には、対象区間又は、区域が多い地域を管轄する警察署長が許可証を交付するものとする。この場合許可証の下部の余白に関係警察署長と協議した旨を記載するとともに取扱者の押印をすること。

(5) 許可の条件

ア 通行禁止道路の通行を許可するときは当該区間を通行中は標章を車両の見やすい箇所に掲出することを条件とすること。(許可車両が二輪車の場合は事実上標章を掲出することが不可能であるので、許可を受けたものであるかどうかは許可証の提出を求めて確認することとなる。)

イ 一方通行又は直進禁止、右(左)折禁止の規制が行なわれている道路が、時間規制により重ねて歩行者用道路とされている区間について許可する場合には例えば一方通行の区間について相互交通を許可することは妥当でないので「〇〇方面からの進入を除く。」と条件を付けること。

ウ 許可に当たっては、許可を受けようとするものから規則第5条に定める通行禁止道路通行許可申請書を提出させ、前記許可の対象となるべき場合に該当するか否かを審査して許可を与えるものとする。

3 その他

(1) 法第4条第1項の規定による同法第8条第1項、同法第9条の通行禁止及び歩行者用道路について警察署長が特に通行を許可する車両又は公安委員会があらかじめ禁止の対象から除外する車両の指定に当たっては最初から広範囲に過ぎ制度新設の目的が達せられないこととならないよう特に慎重に取扱うようにされたい。

(2) 歩行者用道路以外の車両通行禁止道路について警察署長が許可した車両に掲出する標章は、「歩行者用道路通行許可車」の欄を「通行禁止道路通行許可車」とし、以下同じ内容とする。